

第 1 1 回東京弁護士会市民会議速記録

- 1 日 時 2007(平成19)年2月28日(水)午後3時~5時
- 2 場 所 弁護士会館5階会議室
- 3 議 事 「弁護士大量増員時代の弁護士養成及び弁護士・弁護士会のあり方について」

出席者

【委員】阿部一正、岡田ヒロミ、紙谷雅子(議長)、長友貴樹、藤村和夫、藤森研

【弁護士会】

会長 吉岡桂輔

副会長 木下秀三、並木政一、佐瀬正俊、富田秀実、淵上玲子、篠塚力

次年度会長 下河邊和彦

次年度副会長 林史雄、小林七郎、伊井和彦、圓山司、鈴木善和

囑託広報室 中島美砂子

事務局 小林博隆(事務局長)、青木静江(事務局次長)、石井貴子(担当事務局)

(以上、敬称略)

(開会 午後3時05分)

(木下副会長) それでは、並木副会長の方から、説明をよろしくお願いします。

(並木副会長) 副会長の並木でございます。1年間ありがとうございます。今まで、市民会議をやってまいりまして、先生方には、弁護士会の活動ですとか、運営ですとか、そういったことにご理解をいただいたというふうに思いますけれども、そういう本年度の締めにあたりまして、今、私ども弁護士や弁護士会が一番悩んでいると言いますか、この大きな変化の中で戸惑っているテーマについてご意見をちょうだいしたいと、こういうところでございます。

事前に今般のテーマの趣旨をご案内してございますし、最近、新聞記事等で、一般に弁護士が大量に増えて、試験に落第する者がいるとか、なかなか就職できないのではないとかそういった記事がたくさん出ておりますので、ご承知のことだろうと思っておりますけれども、簡単に私の方でおさらいといいますか、まとめをさせていただいた上で、ご意見をちょうだいしたいと思います。本日の市民会議進行メモという簡単なメモを私の方で作っ

でございます。これに基づいてお話をさせていただきます。

この司法改革の中で、司法試験の在り方が大きく変わりました。法科大学院ができて、そこを卒業した人が新しい司法試験を受けるということになります。すでにその司法試験の第 1 回が終わって、その人たちは修習に入っていると、こういう時代になっております。

もちろん今までの司法試験も存続しております。今、両方がちょうど過渡期で、併存している状態でございます。旧司法試験は、長く 500 名前後で合格者がずっと推移していたわけでございますけれども、徐々に増えてまいりまして、昨年の旧試験で合格した者が 1,500 名。これだけ見ても、一時の 3 倍になっているわけですが、これが近い将来、3,000 名になろうという時代を迎えております。この 3,000 名というのは、基本的には新しい形の法科大学院を出た方の合格者ということになります。

養成期間ですけれども、弁護士、裁判官、検察官の養成期間でございますけれども、まず、この法科大学院という形になりますと、法学部を出ている者については基本的には 2 年、法学部以外の者については 3 年という法科大学院の履修期間がございます。

その上で、新しい司法試験を受けて、1 年間の修習ということになりますので、このシステムでいきますと、どんなに早くても大学を出て 2 年、それから修習が 1 年という期間になっています。旧来の司法試験は、早ければ大学の教養課程、2 年生が終わった段階で大学の 3 年生の時点で試験を受けて、試験に合格すれば、大学を卒業しなくても司法修習になれるというような仕組みでございましたけれども、そういう養成期間が今回の制度改革によって長くなります。

もちろん従来もそう簡単に在学中に受かるという人はおりませんので、予備校で何年も勉強して合格するというものですから、平均合格者が 28 歳ぐらいということで、その辺はあまり実際のところは変わらないんですけれども、仕組みとしては変わったな、長くなったなというふうに思います。

経済的な面でこれを考えますと、法科大学院の学費というのが掛かります。大学の学費を払って、通常その後は社会人になるわけですから、親のすねをかじらずに生活できることになるわけですが、法科大学院に行きますと、この 2 年ないし 3 年間、また高い学費を払わなければならない。

安いところでも、年間 300 万円は掛かりますし、中には法科大学院に行きながら、また予備校に行っているという学生もどうもいるようでございますので、その間の学費、あるいは生活費ということで、大変な経済的な負担になると思います。私どものときは、教科書をいくつか買うだけで、あとはもう何も実は授業料も掛からなかったわけですが、今は大変な負担が掛かるということになります。

それから、司法修習生につきましても、丸々給与が出ていたものが、今度は給与が出なくなる。貸与制という形で貸し付けるわけですが、そういう形になってきています。そうすると、大学、法科大学院、それから試験にめでたく受かって修習生になっても、給

与じゃなくて貸し付けですから、その経済的な負担たるや、ものすごいものになるのじゃないかなというふうに考えております。

肝心の合格率ですけれども、従来の司法試験ですと、2%程度だったわけですが、法科大学院ですと、70%ぐらいの合格率に、この新しい試験ではなるのではないかと。こういうたい文句で法科大学院ができたのですが、実際に昨年の試験では、合格率が60%を切っています。

本年度の試験になりますと、3年の履修期間の方が受験をしますし、昨年度合格できなかった方たちも参加しますので、合格率が30%ぐらいになるのではないかと。そういうことになりますと、せっかく法科大学院は出たんだけど、法律家になれなかったという人たちが、かなりの数発生するというので、今後大きな問題になってくるというふうに思っています。

それから、めでたく司法試験に受かって、司法修習生になりましても、司法研修所の修習がございまして、その卒業試験、司法試験が1回目の試験としますと、これは2回目の試験ですから、俗に私どもは2回試験と言っているんですけども、この2回試験につきましても、新聞等をお配りしましたが、昨年のこの2回試験では、100名を超える人が合格をしませんでした。追試でも合格をできずに、あと1年、次の試験まで棒に振るか、あるいは、この道をあきらめるかという人たちも出ているわけです。そういう状況に今なっています。

さらに、最後は就職問題ということですが、これが弁護士会にとって一番大きな問題なんですけれども、一気に増えたものですから、先ほど会長からお話がありましたように、私たちの世界で59期と言っておりますけれども、1,500名の司法試験の合格者が生まれた59期なんですけれども、私ども東京弁護士会に250名入会をいたしました。

従前は、私どものころは六十何人という時代だったんですけど、徐々に増えてまいりまして、一気に250名ということになりました。中には、入る事務所が決まらない。オン・ザ・ジョブ・トレーニングで、弁護士は試験に受かって、修習が終わっても、いきなり仕事はできないものですから、どこかの事務所に入って、そこで本当の意味での実務を何年かやりながら一人前になっていくわけですが、事務所が決まらないということで、一応、自宅を事務所として弁護士会には登録をするという方もあります。

新聞をにぎわせているのは、この59期の次の60期、今年の9月に弁護士になる者と12月に弁護士になる者と、試験のタイプによって2つあるんですけども、一気に2,600名が合格者でございまして、事務所が決まらない弁護士が、400人から500人ぐらいひょっとしたら出るのではないかと。そういう事態になりますと、巷に弁護士の資格はあるんだけど、仕事がない。そういう人たちがたくさん出てくる。

この間、私ども弁護士会の市民窓口という、ご存じのように市民から苦情を聞いている窓口がありまして、そこで1年のまとめをやっていたんですけども、まじめに出てくる

話がこういう状況の中で、弁護士で万引きとかコンビニ強盗を働くような人がひょっとしたら出ちゃうのじゃないのかなと、そんな心配もしています。弁護士になるために、たくさん費用、時間を掛けてやってきたものが、今度は仕事がない、就職がない、給与をもらえないという中で、どんなことになっていくのかなと大変心配をしている。こういう現状です。

こんなことを前提に、私のレジュメで言いますと、レジュメの 2 項目からなんですけれども、このように変化した法律家の養成の現状について、どのように考えていったらいいのかなというテーマを始めに作ってみました。

私どもの旧来の制度というのは 60 年間続いてきたわけでございますけれども、その大きな特徴は、裁判官、検察官、弁護士、法曹三者を一緒に、同じ試験で、同じ研修をして養成をしてという仕組みだったわけですが、このように数が増えてきますと、しかも修習期間が短くなってきますと、別々に、裁判官は裁判官で養成していく、弁護士は弁護士というふうになってしまうのではないかと。

そういう可能性も、この大きな増員の中であり得るのではないかとというふうに、あり得るというか、そういう心配もしなければならぬと思いますけれども、こういった変化についてどういうふうに考えていくべきなのか、どういうふうに評価していくべきなのかというのが、なかなか難しいと思いますが、最初のテーマでございます。

これだけお金を掛けて、時間をかけて養成しているのに、どうして世の中に出せない法律家の卵がたくさん生まれてしまうのかと。この辺をどう考えるのかなという、そういうテーマでございます。この辺について、最初、何か感想めいたものからでもお話をいただければというふうに思いますけれども、ざっと最初の問題提起をしました。

(議長) ありがとうございます。法律家から見ると、法曹三者が別々に養成されるかもしれないとか、今のような養成制度が変わるかもしれないというのが最大の問題であるかと思いますが、法律家ではない人達から見た問題点は違うのかもしれないと。

阿部さん、どうですか。

(阿部) それでは、ご指名ですので。司法改革が始まる時に、経済界では弁護士の数を増やさなければいけないだろうということを経団連等の中でもいろいろ議論しました。今の弁護士の数だと、やはり弁護士間の競争がなくて、そのために、少し実力が落ちているのではないかと。

数を増やして競争してもらうことにより、少し実力を上げてもらうことが、一般の経済社会にとって必要ではないか。目を海外先進国に向けた場合に、そういう面が少し不足しているのではないかと。経済界での意見はだいたい一致して、弁護士の数は増やすべきだということになっておりました。その際に、弁護士の数を増やしたら、増えただけの仕事があるのかどうかということ、最初から議論になっていまして、1つの方法として、企業で採

用するという可能性について最初から話題になっていたところがあります。

それで、その議論が始まった当時は、法律に関する問題がたくさん起きて、社会も今までの社会からだいぶ変わってきた。特に商法改正が何回もあり、企業の社会的責任も、それから株主代表訴訟をはじめとして、企業の経営者の責任というのが新たにクローズアップされ、コンプライアンスということが重要になってくる。そういう問題を検討する担い手としての人材を企業もロースクールから求めるということがあるんじゃないかと。つまり、そうじゃないと、自分のところでそういう人を養うというのは非常に大変なことだから。そのような議論で進んできたわけです。

最初から、増やせば就職に困るだろうということはどうも分かっていたわけなんですけど、現実には起こると、やっぱりいろいろ問題があるということなのでしょうね。実は、企業の側も、最初は上述のようなコンテキストから考えて、採用をするということを真剣に考えていたのですが、その間に、企業の方が合理化を徹底的に進めました。

例えば、私のいる会社などは、私が就職したときに8万人ぐらいいた従業員が今1万5,000人にもならないという状況です。特に、この10年間の合理化が急でして、とりわけ、ホワイトカラーを中心に数が減らされ、研究者の数も4分の1ぐらいに減らされている中で、法務部門だけが大きくなるということはありません。無差別に合理化していったわけでございます。私がいた法務は、十数名だったものが、今は数人で対応しているというような状況です。

そういう中で、ロースクールを出た人たちをわざわざ採用するかという話になると、なかなかむずかしい。1つは給与の問題がありまして、やはり少しは普通に会社に入社してくる人と差がないと、わざわざロースクールを出て入ってくるインセンティブにならないだろうということがあります。それから、担当者の数が少なくなってしまったので、仕事の仕方が事実上変わってしまい、時間をかけて担当者がじっくりと考えるというよりも、専門の弁護士に丸投げをするというやり方がだんだん増えてきております。

私の経験からすると、1つの法律問題が起きたときには、担当者が何人かチームを組んで、1月、2月、勉強をしながらいろいろ考えていくというようなことをしていたわけですが、合理化後は人間の数が少なくなったから、じっくり考えるなんていう余裕がなくなる。そうすると、例えば今はやりのM&Aという提案が起きたときに、会社側はどう対応するかという話で、いろいろな会社がいろいろな対応策を打ち出していますが、そのメニューは、ほとんど外部の弁護士等からの提供によるものです。従来は、法務担当が自分で検証して、自分で案を考えて提案してきたわけです。

このごろは、ほとんど弁護士あるいは会計士等に頼んでいるのが実態だと思います。また、株主総会等において説明することを考えると、外部の中立的な専門家に検証してもらっているということも重要な要素になってきました。こういう社会になってくるということは、最初のことと予想が違って来たところがございます。そういう意味で、特に競争の激しい企業の中では、通常の大学卒の人を採用

して、それなりの給料でやってもらうということ以上に、高い給料を支払って、ロースクールを卒業した人を採用するというインセンティブがだんだん働かなくなっているんじゃないかと感じております。

この辺は、当初私も会社側がそういう人たちを積極的に採用する方が機能的にもいいんだということを使った覚えもあって、ちょっと忸怩たるものがあるんですけど、会社が置かれた状況からすると、そういう感じになっております。

(議長) 実際には、大きな案件は増えているわけですか。

(阿部) そうです。大きな案件になればなるほど、それを……

(議長) むしろ事務所に丸投げしてしまう。

(阿部) その方が、むしろ安全だという考えもあるのですね。やっぱり専門家にちゃんと頼んだんだということが、対外的には非常に響きが良いわけです。さらに、それを旧来だと、顧問弁護士事務所 1 つのところを頼んでいたわけですが、複数の弁護士事務所あるいは会計事務所に出して、意見書を書いてもらって、それで適法性、妥当性を担保するというやり方にだんだんなっているんじゃないかな。

(議長) 概要を提示して、いくつかの法律事務所の提案を比較検討し、採用する提案を決定する、つまり、入札的なことをしているわけですか。

(阿部) セカンドオピニオンを求めて、中立性を担保すると。

(議長) そうすると、少数の法律事務所が巨大化する一方で、企業内の弁護士、インハウス・ローヤーというようなかたちでの活躍の余地は、当初いわれていたほど大きくはないということですか。

(阿部) おそらく弁護士さんも、インハウスの中で単独で、そういう非常に重大な仕事を責任を持って考えられるかどうかということが非常に難しくなっている。本来ならば、そういう人が、ある程度その会社に合ったいろいろな実情を調査した上で、それでさらに専門の弁護士のところへ持って行って相談するというのが本当はあるべき姿なんだと思うんですね。

今はそこを飛ばしていきなり専門家のところに行っているのです。例えば、M&A の対応で、プロのエコノミストやローヤーが机上で考えた標準的な案がありますが、これはちょっと現実離れた対応策になっていると思うんですね。例えば、敵対的かどうかの判定は、

一定の手続を踏むということで割り切っているし、また、敵対的というレッテルを貼った場合、既存株主の1株に対して1株を割り当てて、それを1円でまたは無償で引き受けるというふうなプロセスになっているわけですよ。

それは、マーケットからしたらあり得ないわけですね。時間がたてば、それは希釈するだけですから、そんなはずはないんですね。つまり、時間稼ぎのためにそういうふうにするわけです。まあ、作戦的にはいいのかもしれないけど、あまりにも現実離れしているんじゃないか。

そういうことにみんなあまり疑問を持たないで受け入れられちゃっているというのが実態ではないかと思われまます。現実にそういうことが起きたときに、証券市場は混乱するのではないかという面がありますが。

(議長) 実際には、これまでは考えられないような内容の、大規模の案件が次々と生じているわけではない。法律事務所の対応を見ると、理論的には可能かもしれないけれども現実的とは言えない提案もある。企業は、法律事務所からの提案を受け取ってもそのプラスやマイナスを十分に評価できないという心配もあるということですか。

(阿部) まあ、そうですね。

(議長) そうすると、何かいいアイデアを、オリジナルなアイデアを出したつもりでも、企業からは使えない提案だと思われる。法律家の側に問題があるようにも思われますが、多分に、いろいろな実例がほとんどないところで、新しい問題への対応策に関して企業を説得する提案を出さなければならぬ日本の弁護士不幸なのかもしれません。企業から見ると、実際には、大きな案件などが増えているにもかかわらず、企業の中では法律家の活躍の場としてはむずかしいことが多いということでしょうか。

これはいろいろなところで聞くことなのですが、やはり専門職の給与体系と一般的な給与体系との関係がむずかしそうです。ほんのちょっとだけ上乗せするという話も聞きますし、全く違う給与体系ですという企業もあるようですが、どの企業もどうしたらいいのか非常に困っている、悩んでいるという話を聞きます。

ただ、実際にインハウス・ローヤーが居るようになると、「うちの事情」をいちいち説明しなくてもいいので、実は使い勝手がいいと考えている企業もあるようです。法律家の活躍の場としての企業にはまだ工夫の余地というか、法律家の側からすると、法律家が内部にいることのメリットに対する認識が足りないのかもしれないかもしれません。何れにせよ、すでにインハウス・ローヤーが居るところでなければ、法律家になったばかりの人がたった一人でインハウス・ローヤーになるということはむずかしいのではないか、ある程度法律家としての経験を積んだ人がその経験と知識を生かして企業の内部で活躍するというシナリオは現実味がありそうです。

最近聞いた話としては、ベンチャー系の企業で、(外資系の企業で経験を積んだトップの

下、) 最初から法律家、法務を充実させるような人事配置をしているということがありました。一般的には、まず法務の充実という発想はなじみがないかもしれないのですが、分野によっては企業からの法律家に対する需要はあるような気がします。藤村先生は、このようなことにお詳しいではありませんか。

(藤村) いえ、疎い方でございます。

(議長) 藤村先生、法曹養成の方向性についてのご意見はいかがですか。

(藤村) 民間の給与体系のことはよく分かりませんが、今紹介がございました現在の状況がいろいろな問題を抱えているのではないかということは、法学関係の大学教員で、制度改革が進んでいる途中から、そういう懸念を持っていた人は少なくないであろうと思います。

それが現実になってきたわけですが、こういう状況がありますというのを前にして嘆いてばかりではしょうがないものですから、弁護士会としてどういう方向性を見いだすことが要請されるかということであろうかと思えます。ただ、さまざまな制約がございまして、修習期間についても、合格者についても、もう大枠は決まっているわけですから、その枠の中でどういう養成が可能か考えますと、率直に申しまして、大変悲観的にならざるを得ないという気がいたします。

私の印象としては、この法曹を増やすということが話に上ってきたときに、ほとんどの方が弁護士を増やすべきとして、弁護士の方にばかり目が向いていたように思います。他方、裁判官や検察官はいったいどうなっているんだろうかということについては、あまり耳に入ってきてませんし、そのような記事も目にも入りません。

裁判の迅速化ということを考えれば、弁護士よりもむしろ裁判官の増員の方がよほど重要ではないかと思われるわけですが、それがあまり人々の口に上らないのは、なぜだろうかと大変不思議に思っているところでございました。

あまりよくない話の方から先に申し上げてしまいますと、かつて、大学を卒業して企業に就職するという人について、企業の方からは、どうせ大学を出ても使いものにならないから、大学もあまり余分なことをやってくれるな、社員教育は、企業の方で一からもう一回やり直すんだということをしばしば耳にしたことがございますが、それと同じようなことが起こらないだろうか。つまり、しばらくは、法科大学院を出ました、試験に受かりました、修習も終わりました、それで、ある弁護士事務所に入りました。だけど、弁護士としてはほとんど使いものにならないから、その入ってきた弁護士事務所で一からまた教育し直すんだということが、あるいはところどころで指摘されることになるのかもしれないと、そのようなことも考えてみるところでございます。

試験に受かった後、修習から弁護士になる段階でどういうことが可能だろうかということが、弁護士会では大変興味のあるところかと思われませんが、現実には、学生と接している

身からいたしますと、学生諸君は、大変一生懸命やっではいるんですけれども、明るい未来が開けているという方向から、少しずつ暗いところを見るような目になってきているんじゃないかということも若干感じられます。

それから、法科大学院の関係者からしますと、法科大学院を修了したけれども、試験には合格しないという人が必ず出てくることになるでしょうから、学校は出ました、博士号は取りました、試験には受かっていませんという人々をどのようにフォローしていくかということも大変重要な問題でして、それはまた法曹実務の方々の懸念とは別に、大変大きな問題として今後残ってくることになろうかと思えます。

結局、長々申しましたが、中身はほとんどないわけですし、非常にきつい縛りが大枠のところになされておりますので、その枠の中でいったいどういうことができるのだろうかということを考えていく、知恵を出すことが必要になろうかと思われまます。財界や一般社会からの要望が非常に強かったといわれておりますけれども、こういう体制を性急に整えることが、本当にその要請に応えることになったんだらうかという思いを抱きつつ、今のところは話を閉じなければいけないのが大変残念です。

(議長) 裁判官増員の話が出てこないのは不思議だというのは、大変適切な指摘だと思います。確か、司法改革のときの暗黙の了解事項として、なるべく財政に負担とならない改革を目指すという方針があったという指摘もあるようです。今、一番財政負担として大きいのは司法支援センターだと思います。それ以外は、国庫への負担増はそれほど大きくありません。

裁判官の増員というのは、旧大蔵、現在の財務省から見ると、非常に財政負担が大きいだけでなく、行政改革で公務員全体の数を減らしている状況の下では、受け入れがたい提案だということもできます。ただ、2年以内に第1審での訴訟を終了させなさいという法律を制定するよりは、正義の実現という観点からも、効果的で実効性のある対策であると思われまます。本質的な問題の解決のための適切な提案にもかかわらず、その実現のための努力が充分でなかったということは、社会全体として恥ずかしいことのようにも思われまます。

法曹養成における懸念は、法曹三者が異なる修習を体験することです。国家としては、裁判官の質に関心がありますから、裁判官だけに通常の(短くなった)修習を終了した後に、実質的な修習期間を追加するとかという仕組みを考える可能性はあると思われまます。現在、法曹の資格は共通ですので、三者間の移動、転身に(容易とは言えないとしても)制度上の制約はありませんが、修習実態の変化に伴い、移動の方向に制約が設けられ、あるいは、法曹としての認識が共有されなくなるかもしれない。法律家という専門職という観点からすると、そして、社会の中の法曹の役割、公的な存在としての法曹のあり方についての認識を共有できなくなると、これは非常に重大な問題だと思われまます。

法曹のあり方についての認識と、法曹養成との接点として、法科大学院にかかわっていると、重大問題と認識されている事柄に、法科大学院を修了したにもかかわらず、3回受験

して、新司法試験に合格できない人たちがこれから相当数発生するということがあります。それ以上に、日常的に接していて、法律家に向いていない、ふさわしくないと思われる人の処遇があります。「法律家に向いていないと思われるから、別な進路を考えては・・・」と引導を渡して、ある法科大学院をやめることになっても、また受験して別な法科大学院に行くことしか考えないというパターンが見受けられます。人の素質として、向き不向きがあるわけですから、法律家には向いていないかもしれないということが人格的な否定を意味するものではありませんし、苦節十年を褒めるより、自分に適した分野に早めに方向転換する決断を肯定的に評価するという発想が必要ではないかと思います。ところが、法科大学院と司法試験とが（以前よりはハードルの低い、実現可能な）「チャレンジ」として位置づけられると、「チャレンジ」自体が目的化して、法律家として社会の中で果たすべき役割についてなかなか思いが至らない法科大学院受験生が増えているという印象があります。法律家が社会の中でどのようなことをしているのか、まだまだ、よく見えないからなのでしょう。

ところで、長友さんは、ごく最近、紛争の当事者として、法律家と接触されたようですが。

（長友） あまりお尋ねのことに適切なことが申し上げられるかどうかというのはなかなか難しいところがあるのですが、一般的に申し上げて、法曹養成の変化ということがご質問であるとするのであれば、緒についたところでしょうねという感じがやはりします。

こういうふうに大きなシステム変革を手掛けられるのは、それなりの長い間の議論があって踏み切られたわけでしょうから、やはりその功罪を見極めるのにはそれなりの時間があるのではないのでしょうか。今ここで始まったところで、決して陥ってはいけいなのは枝葉末節のところの議論に陥って、法曹全体の社会貢献なり役割というようなところの変化が機能しているのかどうかということを見落とすのはまずいんだ。これは当たり前前で、そういうふうに思います。

全然話は変わりますが、私どもの自治体も、今大きな転換期をあらゆる意味で迎えておりまして、いくつかあるので、例えばということ言えば、以前は1回しか採用試験がなかった。大学を出た時点で。私どもの自治体は、この3~4年は大胆にそこを変革して、民間からの人材の登用、それも40歳前後ぐらいの方を積極的に採用することにしました。

それは場面の異なる話ではございますが、それにしても、やっぱり5年、10年やってみないと分からない。選択するには大きな賭けみたいなところがあったんですけども、こんなふうに思っております。そういう観点で、先ほどからの問題点についても、やはり時間の多少の経過の中で、試行錯誤はあるのだろうと思います。

ただ、さっき申し上げたような根幹のところをやっぱり見極めたご議論、当事者またはそれを取り巻く環境からのそういうものを大きな声にさせていただきたいと思っております。

それから、大量不合格者の発生をどのようにとらえるかここに書いてありますけれど

も、これは相当致命的なことなんでしょうか。私はいただいた資料を読みましたが、司法試験があって、それからまた二回試験があり、それでも拾えないというのは、これはやっぱり法曹に携わるには問題があるでしょう。間口を広げればレベルが下がるというのはいろいろな記事に書いてあります。致命的だということであれば、それはそういう方たちを対象から外されることに全然ためらわないでよろしいのではないのでしょうか。

ただし、この間口を広げていくときに、おそらくはメリットの議論もあったんだと思います。全然違う話ですが、私は国家公務員試験を経た方とは、30年来緊密にお付き合いしてきている。そういう意味で言えば、何と申しますか、筆記試験だけの採用の危うさを非常に強く感じております。そういう意味では、間口を広げたところで、面白い人材も、幅のある人材も拾えるといういい面が出てくるのであれば、その長所も伸ばしていただきたいかなという気がしております。

それ以外に、弁護士を志す方の指導、養成というところでの要望もあるのですが、それは、後の方でお話した方がよいのでしょうか。

(議長) 岡田さん、ご意見は。

(岡田) 東京にいますと、弁護士さんが少ないという感覚があまりないんですね。でも、地方のセンターの相談員からすると、東京は3つも弁護士会があって、それぞれに消費者問題委員会があってとか、クレサラがあってとか、やっぱりうらやましがられるんです。ですから、そういう面では、私たちはすごく恵まれています。

でも、地方によっては、本当に弁護士さんがいない。ましてや、消費者問題などは関心を持っている人がいないというのが現実ですから、やっぱり弁護士さんは増えるべきだと思うのですが、修習期間が短くなって、その上事務所で昔ながらの勤務しながら弁護士活動をするのができないとなると、本当に気の毒で、どこでどのように力を付けていくのかと、心配になります。

だから、弁護士会として本当に深刻に受け止めていच्छるとするのは、資格を取った人以上に、弁護士会として大きな問題なんでしょう。ただ、先ほどありました、大田原の方へ行ってやるというのは、明るい希望と思えます。

というのは、地元の人が今迄より、弁護士に相談ができるようになるということですから、そういう形もあっていいのではないのでしょうか。ただ、そのときに、その地域の弁護士会との関係について、さっきもちらっと感じられたんですけど、うまくいくかということです。そういう時代じゃないので、地域の弁護士会も、育てていくという目で見ていただきたいなと思います。

(議長) 藤森さんはいかがですか。

(藤森) 僕は、長友さんのご意見に賛成です。何となく僕なんかが思っている弁護士の負の側のイメージは、やっぱり「高い、遠い、遅い、威張っている」というふうなあたりかなという感じがするんです。市民といっても、これも階層によっていろいろな立場によって違うけれども、漠然とした言い方を許していただければ、やっぱりその負のところでもう少しよくなるかなという思いは、市民の間に漠然とあったと思うんです。

この間の司法改革、もともとは司法試験改革から始まったのですが、法曹増の話になっても、みんながあんまりそれじゃだめだよと言わなかった。少なくとも消極的賛成をした理由は、そうした負の面を、人数を増やす競争によって1つ変えることになるのではないかという思いを持ったからではないかと思うんです。

高いというのは、もちろん競争すれば価格は安くなる。遠いというのは、アクセス、今大田原の話がありましたが、過疎地におけるゼロワン地域の解消や、都市部でも、なかなかどこにどう行ったらいいかわからなかった中で、法テラスみたいなところとか、石を投げればという感じにだんだんなってくれば、もう少し近づきやすいかなと思う。

それから、威張っているというのも、言ってみれば、競争原理、これはいいかどうかは別にして、それによって、もう少し市民の方に来るのではないかなと。それから、遅いという問題は、おっしゃったように、裁判官や検察官などの増員とのバランスが絶対必要でありますし、そのところに問題があるかもしれませんが、法曹全体としては、増やすことが前提にならざるを得ない。

市民サイドから見ると、ある種の外科的な手法だけれども、法曹養成の増加ということはある程度仕方がない。つまり、法曹三者に任せていても、自己改革ははっきり言って無理だ。こういうふうなイメージがあったために、割合乱暴な司法制度改革審議会の議論にも、大きな異義を唱えなかった。私はそのように感じます。

じゃあ、もっと別のいい方法があるだろうか。高い、遠いみたいなイメージを直す、もっと違う内科的ないい方法があるかどうかという問題で、なかなかこれが出てこない。というか、私はなかなかうまい方法を考え付かないのです。

であるとすれば、長友さんがおっしゃったように、ある種、全体としてはプラス面があるということの裏側の作用的マイナス。例えば、二回試験の大量不合格者、これは僕はある程度仕方がないというふうに思います。昔は司法試験でもっとたくさんの方が落ちていたわけです。

次に、修習について。法曹一元でない日本においては、統一修習というのはある種の意味をずっと持ってきたと思いますし、2年が1年になったのも、僕はあまり賛成ではありません。大きなことを言うと、日本全体の権力分立が機能しなければいけない。特に、議院内閣制ですから、司法がチェック役をきちんと果たせているかが大事だ。

その司法の中でも、また在野の弁護士でそういう意識をきちんと身に付けている人たちがもっと減ってしまったら、非常に社会全体のバランスが崩れる。今だって崩れていますから、そういう点を心配します。

その意味で、統一修習みたいなことが僕は大事だと思います。いま、第 種公務員との比較をおっしゃったけれども、僕もやっぱり見ている、司法界に行こうという人たちは、やっぱりそこそこ志がとおりになる。そういう言い方は、大変霞が関の官僚の人に失礼かもしれないけど、僕の感じはそうです。

やや世の中の人のために役立とうというふうな思いが強くて、競争で俺が偉くなって権力を行使したいなというよりは、そうじゃない方を選ぶという方々が、司法界には相対的に多いように私は思う。それは大変貴重なことだと思って、応援したいわけです。

その意味で言うと、そういう人たちが受からなくなってしまうのは困る。例えば、この間ちょっと取材して知ったのですが、全盲の弁護士さんがついに 3 人になりました。あるいは、在日の弁護士さんが非常に増えている。それはとてもいいことだと私は思うんです。

それは司法試験だからです。たぶん公権力行使に当たる部署には入れない方もいるでしょう。人生のいろいろな経験をお持ちで、僕なんかにはとても及びの付かない経験をお持ちの方々が、そういう専門職となっていける司法試験という制度のよさの面がつぶされていってしまうことは、すごく心配します。

(阿部) 先ほどは、短期的な目で見たとときには、どういう現象になっているかという観点からお話ししました。長期的に見た場合、職業とのかかわりなんですけれども、資格を取ってからその職業人になるのか。そうじゃなくて、既に何か職業に就いていて、さらにそういう資格があれば、もっと自分のやりたいことを実現できるという道もあっていいだろうと思います。

例えば、アメリカのパテント・アトニーなんていうのは、半分以上が、1 回職業に就いた上で、それから弁護士の資格を取って、自分のやりたい世界を広げていくというパターンです。そういう意味で、やっぱりロースクールというのも、社会人というのを相手に門を広く開いているわけで、そういう意味で、資格を全面に掲げて職業を求めるといった人たちもいてもいいけれども、そうではなくて、現実に社会に入った後で、やはりそういう資格を持った方がもっと有効な仕事ができるんじゃないかという生き方もやはり私は必要なんじゃないかなと思っているわけです。

法科大学院制度も非常にいいなと思っているのです。ただ、心配なのは、私はたまたま日弁連法務財団の法科大学の評価委員をやっています、ここ 2~3 年の傾向を見ると、社会人からの合格者がかなりの勢いで減ってきているんですね。そこを非常に心配しています。まだ 2~3 年の話ですから、やっぱり 5 年、10 年の単位でものは見なくちゃいけないと思うんですけど、そういう点を少し気にしながら見ていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

(議長) いろいろ言いたいことがあって、議長としては、自重しなければと思いつつ、発言しています。

これまでとは異なる法律家の養成制度を作って、大勢の法律家を養成するということになれば、当然、法律家の役割も変わってこなければなりません。今までは、主に、法的な紛争の場面で法律家が活躍する、だから、問題が起きたら、法律家に頼むというのが基本的な考え方だったと思います。もっとも、法律家の数が少ないので、法的な問題だとわかっていても、わざわざ法律家に相談するまでもないと思っていた人も少なからず居たというのも事実です。法律家の数が増えれば、もっと積極的に、「こんなときにも法律家は役に立ちます」という情報を提供する必要がある。そのリーダーシップを取るのが弁護士会の役割の一つでしょう。

今までは、単線的な人生の選択、単線的な法律家の養成が想定されていたのですが、法曹養成の変化として指摘されているように、実情はもっと多様だと思います。

先ほど、社会人の苦戦という話がありましたが、むしろ、20年くらい仕事をしていて、40代になってから、自分がしたいことを実現するために法科大学院に入る学生から受ける刺激というのは、学生だけでなく、教員の側においても非常に大きなものがあります。そのように考えると、法律家としての自分の目標が明確になってから、学資も準備した上で法科大学院に行くというパターンはとても望ましいと思われま。これまでは、たとえば親の援助を受けながら、社会人としての経験もあまりなく、司法試験一筋10年頑張っ合格するというパターンがあったように思います。そのような状況は往々にして法律家の子どもを法律家にするのに役に立つだけではないか、異なる環境についてあまり知らない法律家ばかりが増えるのではないかと懸念されることもありま。 (もちろん、悪いことばかりではありません。身近に法律家が多ければ、法律家の社会的な責任について常日ごろから実感をもって理解していることが期待できます。) そのようなパターンとは異なる社会人が法科大学院に多く入学することは、非常にいいことのように思われま。40代になってからの転身についても、家族が居て大変という発想ではなく、パートナーが「私が稼ぐから・・・」と言っていて、家族から積極的なサポートを受けているので頑張っ勉強しなければという発想になっているよう。人生のリスクをとりながら法律家になろうと考える人の方がしたいことがはっきりしているという意味において、法律家になってから社会への貢献が非常に期待できるのではないかと思いま。そういうことからすると、法科大学院の学生の中で社会人の割合が低下してきているということは、法律家の将来のあり方として危惧すべき現象です。そして、それに影響する要素として、試験のあり方があると思われま。現在、法科大学院を受験するためには、適性試験を受けなければなりま。せんが、大学受験のときに「マーク・シート方式」に馴染んでいる世代と、経験したことがない世代とでは、対応が違うのがわかります。後者は、明らかに「マーク・シート方式」の試験が苦手です。さらに、新司法試験にも「マーク・シート方式」での試験があります。ある程度の練習をすればできることだという説明もありますが、社会人に対する(意味のない)ハードルとなっているならば、工夫が必要かもしれま。せん。

法曹としての知識と適格性を判断するための試験のあり方にも、まだ工夫の余地がある

ように思われます。たとえば、全国的な規模で、法科大学院の3年生を対象とする模擬裁判のコンクールを実施する。その最終選考に残ったグループのメンバーであれば法律家として必要な法的素養があると見なし、卒業後に受験することになる通常の新司法試験を免除するというような、今までの試験のやり方以外の合格ルートを設定することを考えないと、いつまでたっても合格の尺度は同じなので、その尺度に合致する人しか合格しない。本当は必要とされている多様な人材を採用することはむしろかくなるように思われます。これからの法律家がどのような役割を果たすのかということと、そのためにはどのような人材が望ましいのか、望ましい人材に「法律家になりたい」と思わせるにはどうしたらいいのかは法曹養成において常に考えなければならないことです。通常の筆記試験以外のルートを検討する余地はないのでしょうか。

もちろん、法律家としては、法の知識があり、問題に対して適切な解決策を提示できることは非常に重要です。新司法試験は現実に法律家が直面しそうな問題を想定しているので、試験自体に合理性はあると思われます。それとは別に、時間を競うような試験は苦手だけれども、異なる手段で必要な法の知識があること、問題に対して適切な解決策を提示できることを示すことができれば、法律家として活躍することに支障はないことになる。先ほどの模擬裁判を通じた選抜というのは夢物語かもしれませんが、通常の試験とは異なる評価の仕方を導入しないと、一定のパターンを踏襲した試験の上手な人だけが法律家になるという危険があります。テクニックとして試験は上手だけれども試験に関係のないことには関心が全くない人が合格者の中に増えてくると、法律家に期待される社会的役割という観点から、非常に問題が大きいように思われます。そうすると、これからどのような法律家像、弁護士像が期待されているのかという話に移ることになります。

(吉岡会長) あんまり弁護士側が言っちゃいけないので一言だけなんですけど、システムの素朴なおかしさというのは、さっき弁護士ばかり増えて、裁判官が増えなかったら、確かにパイプが詰まっちゃうわけですよ。一方で、公務員削減という流れがある。ですから、企業側も本当に今コンプライアンスに取り組みたいのかもしれないけれども、企業も合理化、合理化という形で、今ますますそっちに向かっている。

そういうのと同じように、もう1つ養成のことで言うと、じゃあ、すべてちゃんと養成したらどうですかという。ところが、実務修習が今まで4カ月だったのに、2カ月になっちゃったわけですね。ですから、我々も弁護士修習に来てもらった方を今までは4カ月やれば、1つの事件を、刑事にしる、民事にしる、ある程度プロセスとして教えることができる。

2カ月だったら、何もできないですよ。本当に即決で、覚せい剤が何かの所持で、まったく争いのない事件でなければできない。やっぱりちゃんと争うものはきちんと学ばなかったら何もならないですよ。やっぱりこの国のシステムはおかしいと思うんですね。だったら、ちゃんと予算を付けて、今まで通り4カ月、ちゃんと大勢だったら大勢になるようなシステムで4カ月やったらどうですかと思ったりするんですけど。

(議長) 私は、修習期間の短縮との関連で、「修習が終わってもまだ半人前だから、一人前になるまでは、経験のある弁護士の監督の下におこう」、たとえば法曹資格を得てから 2 年間は単独では事件を引き受けない、必ず(たとえば 10 年以上経験のある)弁護士が監督することを登録の要件とするといった制度にするという動きが出てくるのではないかと考えていました。確かに、かなりの人はすでに存在する法律事務所に採用されるので、実質的には経験のある弁護士の監督下におかれているということが出来ますから、現状と変わらないということも出来ます。しかし、現在の制度としては、2 回試験に合格したら単独で仕事をする事も出来ます。

(議長) 何故、もう少し時間をかけて 1 人前にした方がいいと思ったかといいますと、イギリスのバリスタは最終的にバリスタになる前に最低 1 年間は「ピューブル」と呼ばれ、指導するバリスタの監督下におかれます。ソリシタの場合は資格を得てから 3 年間、独立を認めておらず、必ず、経験のあるソリシタの監督の下におかれます。「ピューブル」ほど手取り足取りではないと聞いていますが、最終的には経験のあるソリシタがチェックした書面等が提出されるわけですから、安心ですし、依頼者の保護になります。

実は、昔、修習のあとすぐに実家のある地方都市に戻り、直ちに一人で法律事務所を開設した卒業生がいました。私が心配しているという話が伝わったらしく、弁護士会の先輩の先生たちが毎日のように声をかけ、相談に乗ってくれるので、どうにかなっていますという手紙が来ました。規模の小さな弁護士会であれば可能かもしれませんが、誰が誰だかわからないほど弁護士の数が多くなると、制度として、依頼者の保護を考える必要があると思います。

また、アメリカでも、法律事務所の中で、事務所とは無関係な弁護士が事務スペースを借りるというやり方があると聞いています。外見上は、その事務所の弁護士と区別がつかないだけでなく、その事務所に来た事件を委託されることもあり、依頼者は有名な事務所の有名な弁護士に依頼したつもりになっていたところ、事務所とは全く無関係な弁護士が有名な弁護士とは全く無関係に担当していたことが判明したとの苦情に基づいて、法律事務所は弁護士報酬の返還を求められたということがあったそうです。

若い弁護士が一人でやっていますという事務所であれば、依頼する人も、この人は一人で頑張っていると認識すると思いますが、ある程度の規模の法律事務所で「机を借りている」状況は、恰も事務所の一員であるかのような誤解を招く形態ではないかと気になります。スペースを提供している事務所との関係など、依頼者が誤解しないようなはっきりとした説明は不可欠のようです。新しいパターンの取り決めは、法律事務所と関係する法律家が納得しているだけでは不十分で、依頼者など、利害関係のある人々にも周知徹底されていなければ、日本でも、問題となるかもしれません。

弁護士はそれぞれが独立していて、自分たちの責任において仕事をしているというのが伝統的なスタンスですし、法律家は誰にも阿ることなく、正義を実現するために仕事をしているという姿勢は重要だと思います。現実には、事務所を運営していることから、どのような仕事を引き受けるのかについて、いろいろ判断を迫られていることと思います。法律的に有意義な仕事だけでなく、経済的に有意義な仕事も必要だと思います。むしろ、経済的に不安定な場合には、法律的に問題の多い仕事を引き受ける誘惑に駆られるかもしれません。「机を借りる」メリットが自前で運営するよりは事務所の維持に関してそれほど負担がないということであれば、悪い話ではないという受け取り方もありそうです。しかし、依頼者に不利益はないのか、誤解されないような工夫をしているのかという意識は不可欠だと思います。

法律家の数が多くなれば、ダメな法律家が脱落するという競争原理が働くのか。実際には、事件を奪い合うことに汲々としている間に法律家として必要なスキルを獲得するゆとりもなくなり、法律家全体の質が低下することにならないのか。そして、ダメな法律家に依頼しないためにはどうやって「よい法律家」を見分けるのか、あるいは、ダメな法律家はどうしたらわかるのか。わからないことばかりのように思われます。

藤森さん、先ほどの発言に付け加えることはございませんか。

(藤森) 並木さんのこのレジュメは、法曹養成における大きな変化の中で、今まで弁護士というと、だいたい一様にやっていたものが、弁護士の仕事、あるいは生活の実態、そうしたいろいろなものが変わってくる。そういう中で、果たして弁護士がそれぞれ期待される役割を本当に果たし得るのかという、そういう問題の提起の仕方なんですね。

富裕層でなければ、弁護士になかなかないとなると、そういった人たちが、伝統的な弁護士会の人権活動について貢献が本当にできるのかなという心配があります。

それから、企業、組織等に雇用される弁護士。そういった雇われた弁護士が、本当に客観的にその組織のコンプライアンスをしていけるのだろうかという問題があります。

経済的に自立困難な弁護士が生まれるということですが、今まではあまりなかった階層分化がすでに生まれております。確かに、そういった弁護士の活動や仕事が心配されています。

一番多いのは、どう考えても中間層なわけですが、中間層を主として、町の隅々に町医者的な弁護士というのが本当に増えていってくれるだろうか、という心配もあります。そのようにいろいろな弁護士が生まれてきて、どうなっていくのかなという問題は予測が難しいですね。

(議長) 法科大学院は、これまでの法学教育とは違って、非常に労働集約的な教育をしていることもあり、法学部の授業料とは比較にならない程高額な学費設定となっているので、法科大学院への進学は、社会の中の経済的な資産配分が法律家養成という資源配分と

連動してしまっているように思われます。分かりやすく言うと、経済的な要因、つまり、学部卒業後も就職せずにまだ学費を負担できる人々に限定される公算が高いことになりませぬ。現在、医者の子どもが経済的な心配をあまりしないで医学部に進学するように、法律家の子どもは周囲の理解もあって、法科大学院に進学しやすいことになる。すると、比較的恵まれた経済状況の人ばかりが法科大学院の学生となり、他の生活様式や環境などについてほとんど知らないまま、法律家になるかもしれません。人間の想像力が貧困だというわけではないのですが、多様な人生のあり方に接触したことがないと、異なる状況についてなかなか想像できないという意味において、多様性の乏しい学生集団は、とくに法律家という社会的には多様な人々と接触しなければならない専門職を養成する場合には、問題が多いのではないかと思います。そういう意味において、今の法科大学院の学生の親のかなりの割合が法曹ということに、個人的には危機感を覚えています。

もちろん、司法試験合格のためには大学と予備校のダブル・スクールが当たり前という時代がつい最近まで存在していたわけですから、司法試験の受験者も合格者も、相対的には恵まれていた人が多かったのかもしれません。教育期間を延長したことも経済的な選抜機能を持つわけですから、法科大学院という制度を作った後、今更、わざわざ言う必要のないことかもしれません。それでも、法律家の中の多様性を確保するための工夫が必要ではないかと思ったりします。

(並木副会長) 本当はレジメの一番最後の部分についてご意見を伺いたいと思っています。弁護士会はどちらの方向に行くのかという大きな問題です。

弁護士会は増大する会員を抱え込んでいるというスタイルで行くべきなのか、そうではなくて、弁護士会の活動というのを絞って、会員への指導、監督に特化して行って、いろいろな活動は外でやってくださいということにして身軽な弁護士会をつくる。この2つの方向性について議論が出てくるとありがたいなという、そういう問題の立て方なんですけど。

(議長) 最後のところは、大問題です。たとえば NGO の活動で補うことができるのか。個別に関心のある弁護士がすればいいのか、それで充分なのか、非常に悩ましいことではないかと思われます。

弁護士会の活動の中で、傍から見ていて大変魅力的なのは、同じような関心を持っている人たちがぱっと集まって行動することで、それは、一人一人の弁護士がいろいろな問題に関心を持っているからできることなのかもしれませんが、社会的に重要な問題について相当数の人が、おそらくは自分の仕事の合間に時間を見つけて、エネルギーを注ぎ込んで、大切だと判断した問題の解決に一生懸命貢献しているという状況は、あまり他では見ることができないように思います。もっとも、当事者ではない場合にも積極的に発言し、行動するので、直接の利害関係者や当事者からすると、えらそーにお説教ばかりしてと文句を

言いたくなるのかもしれませんが、もちろん、当事者としての視点を充分にくみ取った上で、問題の解決を模索することが重要なことは言うまでもありません。

このような問題提起、政策提言機能は、争点毎に個別に取り上げると同時に、法律問題の専門家としての立場から全体像を見据えて議論する必要があるということになれば、やはり弁護士会の役割の一つという結論を述べたこととなります。

長友さんは、利用者、依頼者の立場から、弁護士会の組織像についてのご意見、ございませんか。

(長友) これもこのレジュメの直接的なお答えになるかどうかは分からないんですけども、私は、例えば今の自分の置かれている立場からすると、変容する社会、そういう非常に目まぐるしく変容する社会の中であって、活動を通して、いろいろな貢献をよりいただけるよう考えていただきたい。

それは非常に抽象的な言い方なので、例えばということ言えば、私どもの地方自治体の中でも、本当に弁護士の皆さんに、これから新たな段階でご相談したいことがいっぱいあるんです。例えば、今、企業の活動に対していろいろな積極的な貢献をされているというのは誰でも知っているわけです。

私どもは、地方自治体といえども運営ではなくて経営であるということが、例は悪いですが、北海道夕張のようなことも引き合いに出しながら、誰もが強く考えています。ただし、企業会計という確立された制度はございますけれども、公会計がないので、資産とか負債とかのとらえ方を公にどうサービスを提供しながら考えるのかというのが確立されていません。

そういう中で、複数年次を目標に置いた経営をやっていかなければいけない。企業の財務諸表にたけた弁護士さんは星の数ほどおられると思うけれど、私どもが新しい時代の地方自治体の在り方をご相談したい、またはいろいろな事情において、弁護活動をお願いしたいといっても、なかなかそういうことをまだまだ私どもも走りながら考えているのですが、ご相談するような体制にはなっていない。

これは、私はこれから業務拡大の狙いの1つだと思っています。日本中の自治体がそういうことを血眼になって追っているわけでありまして、そういうことに対する貢献をいただければと幸いです。いただいた中で、修習プログラムの中の自己改革プログラムの中に入ってくるのかなと思いつつながらこれを読んでいたんですけど、そういうところをぜひ強調いただきたい。

もう1つは、これは人権擁護うんぬんというこのご質問とはちょっと違うのかもしれませんが、市民のこれからの社会貢献をどう考えるのかということで、もちろん訴訟沙汰になるものも増えてまいりますし、それから、NPOとかボランティア活動を法的側面からどう支えていくのかということもあります。私ども地方自治体としては本当に、NPO等と一体になってやっていきたいけれども、まだまだそこら辺で試行錯誤の中で分から

ないことがいっぱいあるということがございますので、そういうことに対し、弁護士の皆様にもぜひ、弁護士の皆様にも深い理解をいただきたい。

地方自治法自体が非常に今変革期をも変えているわけですが、そういうことを突っ込んで勉強していただきながら、一体になって考えさせていただく。そういうことをやっていただければ、大変私どもとしてはありがたい。まだまだいくつかあるんですけども、そういうふうに変容する社会の中で、ぜひ、これから指導し、養成し、自己研鑽を積んでいただく中で、具体的なご相談をしたいことはいっぱいあります。

(議長) 岡田さんはいかがですか。

(岡田) 今、長友さんがおっしゃったことですが、私も行政にいるものですから同じ事を感じます。本当に今行政は法律的な問題をたくさん抱えており、弁護士さんと相談ができる体制の必要性を感じていると思います。法テラスができて、地方自治体と法テラスの連携が、まだ目に見えない感じです。

その一方で、失礼かもしれませんが、やっぱり弁護士さんが、行政に関しての知識が十分でない感じもします。その辺も勉強していただくということと、あとやはり今行政も苦しいですから、高額をもらってということになると、なかなか厳しいかなという気もします。行政が容易に連携できる形の活動を検討して欲しいと思います。

きっとそれは将来弁護士さんの方にもいい効果を上げると思うのですが。以前、鳥取の片山知事が、弁護士さんにいろんな委員会に参加してもらっているとおっしゃっていましたが、ほかの自治体の理想かもしれませんね。

紛争は、最終的には法律的なバランスの解決ですから、仕事を探せばいろいろあるんじゃないかと思いますので、これからもいろいろと模索していただきたいと思います。

今の若い弁護士さんとか修習を終えた方々というのがどういうことを弁護士会に期待しているのか。このように弁護士が増えたことに対してのしわ寄せも、本当はそろそろ自分のリズムでやりたいと考えているのに、1人、2人抱え込まなきゃいけないなくなっちゃって、また馬車馬みたいに働かなきゃいけないなくなったということを、ベテランの弁護士さんの周辺から聞いたことがあります。

もしかしたら、使命感でやってらっしゃるのかもしれないけど、それが若い人にはあまり伝わっていないとすれば、かわいそうだなという気もします。ですから、先ほどおっしゃった弁護士会というのをスリムにするとか、ないしは方向を変えるとかという部分でも、ぜひ、若い方の考え方を把握されたいと思います。

聞くところによると、東京三会で、消費者問題委員会に登録される方が増えているということですが、消費者相談ということで回したときに、全然消費者問題が何たるかも知らないような弁護士さんが出てこられるとちょっと困ります。

将来事になるかもしれませんが、弁護士さんの専門性というのでしょうか。今ま

では、弁護士さんは、何でも法律問題であれば受けちゃうし、来てから六法を見る。ないしは、教科書を見ればできたと思うんですが、これからの問題というのは、そうではないんじゃないか。やっぱり専門性というものを付けていただくことじゃないかなというふうに思います。

(吉岡会長) 関連することで少しだけ宣伝だけさせていただきます。来年4月から紹介センターというのを発足させます。

その中で、今言った行政部門の専門弁護士を育てて紹介していくというのが1つの目玉になっているんですね。いずれまたご紹介いたします。

(阿部) 皆さんのおっしゃる通り、そもそも司法改革を始めたのは、事前規制をやめて、自由な活動をしてもらって、それで最後に争いが生じたところはきちんとした手法で片付けてもらうという、その理念は非常に効果的だし、いいものだというふうには思っています。そういう意味では、紛争解決の担い手としての弁護士さんというのは数も必要だし、質も上げなきゃいけないというのは全然変わっていないのだと思います。

そういう意味で、本当に弁護士さんに一生懸命勉強してもらって、専門性が高まれば高まるほど、たぶん職業領域というのは広がるのだらうというふうに思います。それから、そのほか、今まで法的な問題としてとらえられていなかった問題、先ほど公会計の問題が出ましたけれども、私どもの同僚がそういう世界にのめり込んで、いまや地方議会の議員になってしまった人もいますけれども、この世界は矛盾だらけだということのようです。

人数が増えたわけですから、そういうところに入って問題を解決して行くというふうなこともしてもらいたい。ついでに、行政との関係で言えば、去年の8月に、日弁連がやっておられました行政サービス改革関係のシンポジウムがありましたけれども、あそこで私も申し上げたのですが、民間の活力が利用できるようなシステムを行政の方でかなり思い切って作ってもらって、そこで安全のために公的な紛争処理ということも必要になってきますので、それも弁護士の新しいマーケットになると思います。

ここに書かれているのは、富裕層育ちの弁護士が増えて、それらが企業の中に入ってきて、本当にコンプライアンスが持てるだろうかとか、修習不十分な弁護士を抱えて何ができるのかというのは、頭で考えればいろいろそういう問題は起きるかもしれませんが、制度改革にはどうしてもそういうことは付いて回ってくるわけですから、少し時間が経てば克服できるだらうと思います。いろいろな問題が出てきて、みんなにたたかれて、また軌道修正をするということを繰り返して行けばいいのではないかと思います。

(藤森) 私は、並木先生の問4のところでは、「大きな弁護士会」を作ってほしいと思っております。理由は、法曹が増えればいろいろな人が増えるし、先ほどの富裕層に偏った、あまり体験が多くない若者が増えてくる。すると、やっぱりこういうこともあると先ほど

おっしゃったように、研修や育成する場がぜひ必要だと思います。

もちろん、NPOとかあるいは法律家だったらいろいろな団体にも入ることができると思います。それはそれでやってもらいたい。けども、やっぱり底上げが必要です。任意団体に入れない人もいるかもしれない。底上げをやるのは、やっぱり弁護士会です。そこへの期待というのが、非常にあります。

(議長) 藤村さんのご意見は、いかがですか。

(藤村) 非常に大きな制度改革ですので、長い目で見なくてはいけないというのは当然のことだろうと思いますが、長い目を見た場合、社会がそれに相応した変化をなし得るだろうか。これはもちろん変わっていくわけですが、その中で少し遅れるのが、人間の精神活動ではないかと思います。

例えば、先ほどおふた方がおっしゃった、二回試験に合格しなかった、これはもうしょうがないでしょうという点についてみれば、もちろんしょうがないわけですが、これを教えてきた人間でありますとか、あるいは研修所の教官からいいますと、ここまでやってきて落とすのは忍びないという精神構造はあるんだろうと思います。やっぱりそんなにドライになれない、ウェットな面が少なからず残るのだろうと思います。

それから、社会は変わるかどうかという点で見てまいりますと、ロースクールの制度が始まったばかりですが、今、弁護士になりたいと志望している人は、なぜ志望しているかと言えば、これまでの弁護士像を見て志望しているという人がほとんどではないかと思えます。

制度が変わったんだから、自分が弁護士になるとときにはもう状況は違っているんだ、と。私はそれを見越して弁護士になるんだという人は、いないことはないでしょうが、それほど多くはないというふうに考えるのが、おそらく素直な見方ではないかとも思います。

そして、弁護士の数が増えれば、みんながみんな今までと同じような仕事ができるわけでもないでしょう。乱暴な言い方になりますが、需要と供給という関係で言いますと、貧しい人、そうでもない人、中ぐらい、金持ち、企業、自治体、国家、さまざまなところから需要があるかと思えます。

しかし、弁護士という資格を持っている人が、その需要に対して、私はこれを供給できますよということが本当にそんなに簡単にできるだろうかという、やっぱりそれは相当の時間と経験が必要だろうというふうに思います。だから、うまくその需要と供給がマッチするのも、相当な時間をかけて見ないといけないのではないかという気がいたします。

それから、経済的に自立できない弁護士はどこに行くかという点について、これも聞いた話ですが、ドイツでは大変弁護士が多いそうですが、タクシーに乗ってちょっと会話すると、弁護士の資格を持っている人も少なくないそうです。その場合、弁護士ではやっていけないけど、タクシーの運転手でもできれば、それでよしとするんだというふうに思え

るかどうかですね。

私は弁護士なんだ、なぜ、タクシーの運転手なんかしなくちゃいけないんだと、もし考えた場合、社会全体で見ればそれはしょうがないでしょうというわけですが、当人から見ますと、非常に忸怩たるものがあって当然だろうというふうに思います。

そして、(4)の1と2の違い、大きな制度、小さな制度の違いもよく理解できていないと思います。あまり指導、監督というところに力点を置かずに、従来行われてきましたように、さまざまな研修を充実させていただきまして、研修を通じて、それが別に指導だ、監督だと言っているわけではないのですが、同時にそういう機能も果たしているということが望ましいのではないかと思います。

最後に、人権擁護活動に対する強い姿勢は維持してもらいたいと思いますし、弁護士会が会として、せめて弁護士法1条が持っている精神だけはずっと強く維持する姿勢を保っていただきたいと強く希望します。以上です。

(議長) 弁護士会に期待する声は、市民会議のメンバーの中では大きいようです。いろいろな弁護士がこれから活躍することが期待されているからこそ、全体に目を配る弁護士会の役割が大きくなっていく。すると、弁護士の数が多くなればなるほど、弁護士の中でお互いのことを以前ほどはわからなくなる。同じ弁護士会に所属しているとしても、顔を見ても名前がわからない。どんなことに関心を持っているのか、どんな領域で積極的に活動しているのかわからなくなって来るからこそ、弁護士会の役割がむしろ非常に重要になってくるのではないのでしょうか。

弁護士の友人と話をしていて、弁護士として何が一番面白いのかと聞いたところ、「課外活動」だという答がありました。「課外活動」で知りあった人たちとは夜中まで議論をし、さらにその後も調べものをしていることがあるけれども、「課外活動」をしていることが張り合いになっている。法律事務所の維持運営には直接貢献しないかもしれないけれども、こういうことをするために、自分は弁護士になったと思うと、時間も忘れて一生懸命になってしまうとか。「課外活動」というのは、弁護士会の委員会活動との関係で取り組むことになった事件などのことだそうです。

事務所の中には特定の分野や事柄を中心に仕事をするということで集まっている場合もあるけれども、そうではないことも多い。そういう意味では、事務所を通じての仕事が「課外活動」的であることはあまりないかもしれない。普段は一緒に仕事をしないような人と、学生時代と同じような原理原則の議論ができる機会はそれほどないし、新しい問題に対処するため、新しい理論構成を考えなければならないので、とにかく刺戟になる、面白いと、説明されました。仕事が面白いということは非常に重要なことです。委員会活動を通じて、面白い、有意義な貢献ができるということであれば、弁護士会はそのような場を積極的に提供する必要があるということになりませんか。新しい問題に積極的に取り組む機会があればあるほど、弁護士のレベルは向上していくことになり、社会における存在意

義もますますはっきりと目に見えるようになるでしょう。委員会活動を奨励することが、正義の実現という観点からも、弁護士の質向上という観点からも、重要であると考えてもよいのではないのでしょうか。

人によっては、自分の関心のあることばかりしていると、弁護士としての収入が確保できないのではないかと心配するかもしれません。でも、面白い、やりたいと考える問題がやがては法律家としての専門性の確立に役に立つと思われます。60代の方が、昔は原告の側からの依頼ばかりだったけれども、気がついたら、被告の側から、「ぜひ、お願いします」といわれるようになった。自分が原告のもつ先鋭な問題意識を持てなくなったのか、墮落したのかと一瞬心配になったけれども、その問題に関しては、原告だけでなく、被告からも専門性を評価されているから依頼が来るのだといわれて、ちょっとほっとしたという話も伺ったことがあります。面白いと思うことを熱心に取り上げていくことによって専門性が磨かれ、誰からも一目置かれるようになるという法律家の成長の過程もあるのではないのでしょうか。

現在は、経験のある弁護士が新人を手間暇かけて指導し、面白さに目覚めるきっかけを作っているようですが、弁護士会の組織が大きくなると、人の顔がわからなくなり、それだけで疎外感を味わうかもしれません。弁護士会に積極的にかかわりたいと思わない、他の弁護士とのコンタクトは最小限でもいい、そんなことには関心がないという人が多くなるかもしれません。あるいは、司法試験を短期間で合格する要領の良い人たちの中には、自分にメリットが乏しいと判断して、弁護士会の活動を切り捨ててしまう人も出てくるかもしれません。会の存在意義は、弁護士に対しても積極的にアピールして欲しいです。

時間的には、このくらいで終わらせたほうがいいのでしょうか。

(木下副会長) 今日のテーマについては、弁護士会からも逆に言いたいことが多いと思うんですけど、次年度理事者の方で鈴木先生、いかがでしょう。

(鈴木次年度副会長) 政治のあり方に「大きな政府」と「小さな政府」という考え方がありますが、弁護士会の社会的な活動についても、「大きな弁護士会」と「小さな弁護士会」という考えがありまして、ただ、弁護士会の社会的活動といいますのは、政府の活動と違いまして、基本的にはサービスを提供するだけでありますから、市民の立場から見れば、「大きな弁護士会」の方に賛同されるという議論になるかな、と思っておりましてところ、どうもそんな方向で議論が進んで参りまして、私としましては、活動が迷惑を掛けてはいないということは最低限理解されているのかな、という思いでホッとしております。

ただ、その活動を支える源泉は会費でございまして、政府からの補助金があるというわけではない、しかも強制加入団体である弁護士会という立場で、会員の意識も多様化する中で、どうしてそんな活動にお金を使うのか、その正当性は何か、という議論もあります。

この点につきまして私が一つ考えておりますのは、私ども弁護士が職務を行ううえでの

基盤は何か、という観点からの正当化です。銀行は人からお金を預かるのですから、まさに信頼が第一ということがいわれておりますが、弁護士の職務ということで考えましても、人の権利・自由や財産を委ねられることですので、その職務の基盤は信頼に尽きるんです。つまり、弁護士はお金儲けのためにやっているのではない、例えばの話ですが、訴訟を起こしましょうというアドバイスを相談者の方にしたとしますと、あるいはこの弁護士さんは訴訟にした方が儲かるから勧めているんだというように思われたらもうお話にならないわけですし、そういう存在ではない、人権を擁護する、社会の正義を実現するという観点を踏まえた私のことを第一に考えてくれた結果でのアドバイスなんだという信頼がなくては、成り立たない存在でありまして、弁護士会の社会的な活動というのは、その信頼を高めるために不可欠だということで強制加入団体が徴収している会費を投入すべきである、しているという考えです。

ただ、こうやって「大きな弁護士会」を一応正当化できるとしましても、国際的に見ると日本の弁護士会の会費は非常に高いといわれておりまして、規制改革の観点からは、弁護士会の会費が高いのは参入障壁であるというような意見もある中で、市民の方からも望まれる弁護士会の社会的活動をどのようにして拡充して言ったらいいのか、というのがこれからの私どもの課題かなというふうに思っております。

(議長) ちなみに、普通の人には、弁護士会の会費がどのくらいであるか、全く想像がつかないと思います

(鈴木次年度副会長) ちなみに、東京が一番安いんですね。全国の弁護士会の中で。

(議長) 東京は弁護士の人数が多いから、鳥取はこの程度の会費では弁護士会を維持できないでしょう。

(議長) 私は答えないほうがいいでしょう。知っているのです。

(藤森) 月3万円。

(並木副会長) いや、私どもの東京弁護士会の会員であると共に、日本弁護士連合会の会員でもありまして、会費がダブルです。これを合わせますと、私どもは3万8,200円です。

(阿部) 日弁連から補助金が出ているのでしょうか。

(並木副会長) 私ども東京弁護士会の会費収入は、今、純然たる会費の収入は9億ちょっとなんです。それ以外にいくつか会員からお金をいただいているところがありまして、破産管財人をやっていただくとその報酬の5%、あるいは法律相談で事件を受けるとその10%を会費負担金としていただいているんですけれども。

(並木副会長) これ以外に、実は会館のための別なものが臨時会費としてありまして、私どもは払い終わっちゃったんですけど、新しく会員になった方たちには、今だんだん下げてきましたが、当初130万円を分割で払って、今一番若いところで100万円。来年から1年ごとに10万円下げていくつもりなんですけれども、そういう会費もありますので、登録をした会員の方が、月で計算しますと、私どもより高い金を払っている。大変な負担になっている。そこを何とか改めようと、一生懸命画策しているところです。

(議長)他に、当番弁護士についての負担もあると聞いています。

(圓山次年度副会長)先ほど弁護士に対する研修というお話が出ましたが、例えば私は研修委員会をずっと長くやっていた関係で、今回も研修担当の副会長ということなんですけれども、例えば5,000人の東京弁護士会会員に対して、研修を十全にやるということになると、いったいどれだけの回数とどれだけの場所を使ってやらなきゃいけないのかという、その1つとっても、なかなか言うはやすく、行うは難しと。

それで、これからもどんどん我々は研修を増やすという方向で頑張ってはおりますけれども、1回にやはり100人ないし200人規模の研修ということで、それで5,000人に対してどれだけのことができるかという点でも、なかなか現実には厳しいものがあるということ、大きな政府というのも大変だなということを考えています。

それと、先ほどもちょっとお話が出ましたが、根本的に弁護士会の活動というのは、各弁護士の会費によって成り立っているわけですね。各弁護士はもちろん自営業者ですから、それぞれ生活を抱えてやっているわけですから、なかなかそこから多額の会費を取ってということも難しい。

みんなそれぞれに多くの会費を払って、いろいろなことをやっている。ある意味、自腹を切ってやっているという部分もある。僕は、1つ思ったのは、専門外なんですけれども、やはり弁護士がもう少し広報をして、こんなことを言っちゃいけないのかもしれないですけど、もうちょっと弁護士もちゃんとやっていますよということを世間の方にももう少し理解していただきたいというのがあります。素朴な感想としては、ちょっといろいろ苦労してみんながやっているわりには、それを理解してもらっていない部分もあるのではないかと、率直に感じています。

(並木次年度副会長)研修の話なんですけど、東京弁護士会の会館の中でやる研修だけで

はとてもとてもやりきれないので、例えば法科大学院の教室を借りる。あるいは、場合によっては法科大学院のスタッフが、研修の事務的な部分をやっていただく。そういう仕組みをうまく作れると、もっと法科大学院にとって実務家が近くなって、この両方で弁護士を育てていくんだというような、そんな雰囲気もできるんじゃないかと思うんですけど、そういう可能性がありますか。

（議長） 法科大学院のスタッフが弁護士の研修にかかわるという可能性はかなりあると思います。一般論としてはわかりませんが、私の周囲ではそのようなことへの関心はかなり高いです。研究者の中には、法制審議会などで立法にかかわっている人もいますから、そのような場合ですと、改正された法律について最新情報を提供できると自負している人もいます。たとえば「法例」改正についての情報が実務についている人に適切なかたちで伝わっていないと心配している研究者が身近にいます。そのような継続的な研修に関与するという方向で法科大学院がかかわっていくということは弁護士会にとっても法科大学院にとっても望ましいと考えていいと思います。

（伊井次年度副会長） 今、圓山さんが最後におっしゃったことと同じで、先ほど、遠い、威張っている、あと何でしたっけ。

（藤森） 遅いですか。

（伊井次年度副会長） 遅い。いまだに弁護士のイメージはそうなんだというのを痛感しますよね。よく敷居が高いと言われますけれども、現実には今、圓山さんがおっしゃったように、僕らの知っている弁護士たちは、そういう弁護士会の中でいろいろなことをやっている弁護士さんたちというのは、本当に自分の時間を削り、自分の資材も削り、頑張っている人をいっぱい知っているわけで、だけど、それがなかなか世間に伝わっていかないというイメージがあって、こういう今回のいろいろなことで、弁護士会がいろいろなことを世間に訴え、市民の訴えても、何か市民の人たちからの視線を感じるときに、そんなことを言っただって、あんなたちは何か威張っているという目で見られているような気がします。

だから、その辺はもっともっと僕らが市民の方に伝わるような形で、我々がやってきている。もちろんいろいろな弁護士がいますから、極端な例がよくマスコミに取り上げられるものですから、イメージが変に悪いところもあるんですけども、すごく高い報酬を取る弁護士さんとか、悪いイメージを持たれたりしてしまうところもあるので、そういうところはまた是正していかなければいけないところかなと思うんですけども。

いずれにしても、我々が今非常に悩んでいることは、後に続く世代をどう育てていけばいいのか、育成していけばいいのか。これだけの多人数。今まで弁護士会が経験したこと

のない、これだけたくさんの弁護士を抱えることになって、僕らは経験から、いろいろお話があったように、仕事をしていくんだけど、覚えることがたくさんあるということを知っているんですね。

昔のイソ弁制度じゃありませんが、やっぱり経験のある弁護士さんに付いているいろいろ教わって初めて知ることもいっぱいあるわけで、そういう制度を取りづらくなっているこの中でどう過ごしていけばいいのか。その辺のところは、一番僕は悩みが大きいところで、そのイソ弁方策を我々も考えていきますが、悩んでいる実情についてご理解をいろいろ市民の方々からいただきたいというのが率直なところです。弁護士会はやっぱりこれからは大きな弁護士会にならざるを得ないですね。それに対してのご理解を頂きたいというふうに感想としては思います。

(木下副会長) 確かに我々もこの1年間、市民窓口、苦情窓口で弁護士は態度が大きいとか威張っている、あとは事件処理が遅い、そういうものをかなり聴きました。これは、弁護士の数が少ないからそうだとということではなく、個人的なレベルの問題だと思えますので、数が増えたら、弁護士がサービス精神旺盛になって、依頼者に対して優しくなるかという、必ずしもそれは結び付かないのではないかなと思います。

数が増えたら弁護士の費用が安くなるかという、これも事件数が少なくなるから、逆に今までの報酬を維持しなければいけないということで、簡単なものではないかなとは思いますが、そういう不満に対しては、やっぱり一人一人が自覚して改善していかなきゃいけないかなと思います。

(小林次年度副会長) 遅れて来まして申し訳ございません。副会長の小林と申します。4の2つの方向性という並木先生のレジュメにあります、これは1に決まっているだろうと思えますね。おそらく異論なく1の方に行くべきだということになると思うんですけれども、その場合に、一番悩ましいのは求心力。弁護士会はどのように求心力を維持し、強化できるのか、ということが一番重要だと思います。

やっぱり求心力が弱まって、希薄化してしまうと、糸が切れた凧のような会員が増えてきて、非行も起こり得るだろうし、いろいろな問題が発生してくるわけです。求心力の維持、強化ということが、一番これから重要な課題になってくるというふうに思います。

それから、富裕層が増えて、人権活動にかかわる弁護士がいなくなるのではないかといいこともありましたけれども、私は13年間水俣病訴訟をやってきましたし、それが終わってから、東京弁護士会と日弁連の人権擁護委員を約10年間やっていますけれども、別段、貧困層が集まっているわけではございません。

特別な富裕層はどうか分かりませんが、富裕層だからといって、これもさっき言った求心力の問題にもつながるかもしれませんけれども、人権に関するいろいろな問題が起きているんだということを知らせていけば、集まる人は集まるというふうに私は思って

おります。

4の(2)の小さな政府というのは、結局、求心力を失って、もっとも最悪の事態になっていったときに、この(2)になるのかなと思います。ただし、その場合、指導、監督に特化と書いてありますが、この指導、監督もなくなるであろう。たぶん弁護士自治はなくなるでしょうから、会員に対する指導、監督ということも、もっと悪い状態になっていくかもしれないというふうに思います。そんな悪い方向に行かないようにしなければいけません。以上です。

(林次年度副会長) 途中から参加させていただきました林でございます。

今日の先生方のお話を伺いながら、いろいろ感じるところは正直ありました。いわゆる身内ではなくて、外から見たらどうなのかということです。2つお話ししたいと思っておりますが、私は、今まで日弁連の方で、いわゆる過疎地ですね。先生が大田原の話をされましたが、過疎地にある法律相談センターやひまわり公設事務所の設立、そういう活動をして、全国といっても、ほとんど過疎地ばかりを回って長年過ごしてまいりました。地方の弁護士会の事情については、一般の弁護士としてはより知っている方かなと思います。

地方の弁護士会と大都市の弁護士会は、同じに考えてはいけないということを身を持って体験しております。特に、弁護士のいない都市ですね。ここは、市場原理なんかそもそも働かないのです。弁護士がいないというか1人しかいませんので、非常にそういうところでは多くの業務に追われ、過剰な労働を強要されるような生活をしてまいりました。

なおかつ、家族を含めた生活のことを考えると、若い弁護士は、地方に行かないんですね。一番弁護士会の会費の安い東京に集まってくる可能性だってあると思います。ですから、過疎の問題とそれから東京の過密の問題というのは、2つの面を考えていかなければいけないというふうに思います。

さっき話に出た高い、遅いという弁護士のイメージですが、敷居が高いという意味では、東京の場合と地方の場合と同じなのです。地方の場合は何が敷居が高いか、弁護士がいないことに対する敷居が高いということになります。いろいろな面から、この過疎あるいは過密という異なる状況を考慮する必要があるというふうに思います。

以上